官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（経済産業六一）　一
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（同六二）　一
〔その他告示〕
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六〇六、六〇七）　七
○高速自動車国道に関する件（同六〇八）　八
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
公正取引委員会　法務省　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
国家試験
令和八年度浄化槽管理士試験の実施について（環境省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、証票無効　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　九

法規的告示

○経済産業省告示第六十一号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号及び第二条第一項第十三号の規定に基づき、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）を実施するため、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年五月八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　松本　洋平

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の内容の基準）	（特定技能雇用契約の内容の基準）
第二条　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所にあっては、当該事業所が令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次の各号のいずれかに掲げるものを行っていることとする。	**第二条**　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所にあっては、当該事業所が令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。
一　（略）	一　（略）
二　細分類一二二一―造作材製造業（建具を除く）	（新設）
三　細分類一二二四―建築用木製組立材料製造業	（新設）
四　小分類一三一―家具製造業	（新設）
五　細分類一三九一―事務所用・店舗用装備品製造業	（新設）
六　細分類一三九三―鏡縁・額縁製造業	（新設）
七　細分類一三九九―他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）	